

学校感染症による出席停止について

保護者 様

鎌ヶ谷市立五本松小学校

日頃より本校の学校保健活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、今回のお子さまの病気については、学校保健安全法により病気悪化を防ぐためや他の児童への感染予防を考慮し、出席の停止を通知いたします。（*この場合、欠席日数には入りません。）

お子さまが回復し登校する際に、下記の「学校感染症に関する連絡書」を保護者様にご記入の上、学級担任までご提出ください。

なお、出席停止の扱いや期間については、裏面資料の通りです。ただし、医師の指示であればこの限りではありません。医師とよくご相談の上、適切な処置をとられますようにご協力をお願いいたします。

* ↓切り取らずにご提出ください

学校感染症に関する連絡書

児童氏名	年 組 氏名 _____
病 名	
出席停止期間	年 月 日～ 年 月 日
診断医氏名または 受診医療機関の名称	
保護者氏名と印	印

○医療機関で発行される有料の「治療証明書」「診断書」は不要です。

資料＜出席停止について＞

出席停止とは、学校における感染症の蔓延防止対策として、児童が【表1】の感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、あるいはかかる恐れのある時に、学校保健安全法第19条の規定により、児童の出席を停止させるものです。

表1【学校において予防すべき主な感染症】

感染症名	俗称	出席停止の期間（学校安全法施行規則より）
インフルエンザ		発症した後5日を経過し、 かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳		特有の咳が消失するまで 又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎	おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹	はしか	解熱した後3日を経過するまで
風疹	三日ばしか	発疹が消失するまで
水痘（すいとう）	みずぼうそう	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱	プール熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核		症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
流行性角結膜炎	はやり目	
急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス パラチフス		治癒するまで
コレラ		
溶連菌感染症		
ヘルパンギーナ		
マイコプラズマ感染症	マイコプラズマ肺炎	その他の感染症は、重大な流行が起こった場合に、その流行を防ぐために、必要がある場合に限り、学校医の意見を聞き、学校長が緊急的に出席停止の措置をとる場合があります。
流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	ノロ・ロタウイルスなど	
手足口病		
伝染性紅斑	りんご病	
伝染性膿痂疹	とびひ	

* 病気の診断については、同居の家族やきょうだいと同じような症状の場合の時でも、必ずお子様おひとりごとに医師の診断を受けてください。

* ご不明な点は、学校までお問い合わせください。